

令和元年9月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和元年9月10日(火) 午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 2階研修室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(9名)
会 長 1番 荒木 政士
会長代理 2番 甲斐 正晴
委 員 4番 本山 圭司 5番 有働 憲一
6番 石原 由紀 8番 金栗 孝義
9番 池田 好博 10番 亀崎世志矢 11番 上妻美津子
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(2名)
3番 平山 正光 7番 内田 耕臣
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(15名)
菊水中央区域 猪口 琢真 石原 武則
菊水南区域 上田 憲一 前淵慎一郎
菊水東区域 川原 京一 庄山 慶司
菊水西区域 坂本 正則 福永 泰信
緑区域 牛島 繁
神尾区域 渡辺 秀敏 古閑原秀春 中畑 昇
春富区域 三串 直人 渡辺 陽三 柿原 学
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(2名)
上妻 芳樹 竹下 周三
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 和水町農業委員会事務局職員の任免について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
6 報 告
7 そ の 他
8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(2名)
事務局長 松尾 修(兼庶務係長)
参 事 西川 佳孝
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和元年9月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。
総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。
本日は、11名中9名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。
それでは、議事に移らせていただきます。
和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。
まず、「議事録署名委員の指名」を行います。
和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
5番 有働委員 と 6番 石原委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。
議案第1号「和水町農業委員会事務職員の任免について」です。
農業委員会等に関する法律第20条の第3項の規定に基づき、職員の任免は、農業委員会が行うことになっています。事後承認にはなりますが、9月1日付けで人事異動がありましたので、今回、議案として提案させていただいています。

事務局 松尾

——— 事務局が、議案第1号 について説明 ———

以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
9月1日付けの辞令発令ということで、今回の総会に提案しています。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。

今回の人事異動で、住民課へ異動された「庄山参事」は、大変お疲れさまでした。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

—— 事務局が、申請番号 34・35 について説明 ——
申請番号 34 売買

申請地は久井原地区内にある菊水西小学校から西に50m程行った所にあります。現地は田で水稻が作付してありました。

申請番号 35 贈与

申請地は、東吉地地区内の農地8筆です。
譲渡人と譲受人は親子であり、青年就農交付金を受けるため、贈与されるものです。

これらの案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。
申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。
申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。
農業委員会が定める30aを上回っています。
申請番号34については、現在の経営面積と今回の3条の申請分、後程ご説明いたします基盤法の使用貸借の申請分を合わせますと下限面積を上回ることとなります。

最後に、「地域との調和要件」です。
取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われれます。

以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第2号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第2号については、原案のとおり決定しました。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 16 について説明 ——
申請番号16 太陽光発電設備（瀬川）

事務局 西川

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、京都市に本社があり、太陽光エネルギー機器や蓄電池・家庭用電気機器の製造、販売等を行っている株式会社で、今回、太陽光発電設備として転用されます。

太陽光発電設備のため、給排水は発生しません。汚水・生活雑排水はなく、雨水は従来どおり自然浸透されます。

隣接の地権者には事前に説明もされています。万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるということです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年1月31日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、太陽光発電設備のため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

事務局 松尾

補足説明をします。
位置図を御覧ください。3ページの計画図を見るとページ下部に空白の部分がありますが、空白部分は斜面があり太陽光パネルが設置出来ないことから、空白になっています。

以上です。よろしくをお願いします。

それと審議の途中ですが、先月、賃借について御質問がございました。賃借が終了した時点で、その土地はどうなるかという質問でした。先月の2件につきまして

は借手の方で、期間終了後に太陽光パネルを撤去することが契約書に謳ってありました。売買については、本人の所有となるので委員会で指導するという事は難しくなります。

ちなみに、令和元年度のメガソーラーは売買でした。平成30年度には売買が4件、2件の賃貸借がございましたが、こちらも期間終了後には撤去すること契約書に謳ってありました。平成29年度は売買が1件、賃借が2件あり、1件は契約書の添付が無かったものと、もう一件が親子間の使用貸借でした。平成28年度分は売買が1件、賃借が3件あり、当時は現在ほど添付書類等も厳しくなかったため契約書の添付がないものが1件、夫婦間の貸し借りが1件、1件は原状復帰する旨が歌ってある契約書の添付がありました。

受付の際に、代償人に契約内容を確認するなどして対応していきたいと思えます。

議長 荒木

続いて、申請番号16について、猪口 琢真 委員 の報告をお願いします。

猪口 委員

申請番号16について、猪口 が報告します。

9月4日に、平山委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、県道玉名山鹿線沿いの佐川急便から南へ800mほど進んだところにある白石地区の畑で、保安全管理してありました。

東側には畑がありますが、太陽光発電設備の設置のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくをお願いします。

議長 荒木

続いて申請番号17ですが、関連がありますので、4ページの「議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請の申請番号3」と一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号17 ・議案第4号 申請番号3について説明 ——

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、町外で一般貨物自動車運送業を主として営業している会社で、頻繁に利用する高速道路のインターチェンジに近い申請地を、事業用地として転用されるものです。

7月の申請地の隣の2筆となります。当初はトラックは24時間運用しているので6台分の駐車枠を確保できれば支障がないと考えておられましたが、運輸省の指導により所有する全てのトラックの駐車枠が必要とのことであり、今回の申請地にトラック13台と予備2台の合計15台分を確保するものです。

申請地は、道路より低いので、進入路と周囲の土地のバランスを考慮し、当初は1mの盛土を計画してありましたが、7月申請地と一体的に利用するため60cmの盛り土に計画を変更してあります。

給水については、敷地内にボーリングをし、排水は、合併浄化槽を設けて、浄化した後、南側の既存の側溝へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和元年12月25日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、妥当な面積と思われます。
以上です。よろしくお願いします。

事務局 松尾

補足説明をさせていただきます。

場所は、役場本庁から山鹿方面へ行くと高速道路の高架橋を渡ってすぐ左手の県道下になります。7月に事務所を移設して6台分の駐車場と言うことで申請がありました。当初は会社としても24時間トラックを運用しているので、6台分の駐車場を確保すれば問題ないと考えておられましたが、運輸省からの指導があり、所有する全てのトラックの駐車場を確保することから、7月の申請分と今回追加の2筆の合計3筆分で事務所と、トラック全ての駐車場として変更申請されるものです。複雑な案件ですがよろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第3号 申請番号17 及び 議案第4号 申請番号3について、甲斐会長代理 の報告をお願いします。

甲斐会長代理

議案第3号 申請番号17 及び 議案第4号 申請番号3について、2番 甲斐 が、報告します。

9月3日に、事務局と私で、現地確認を行いました。

7月の申請地には、盛土のための土が搬入されていました。今回の申請地は、県道玉名山鹿線の高速道路をまたぐ諏訪原橋のすぐ北東にある畑で、保全管理してありました。

今回の申請地はトラック11台分の駐車場ということで、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

——— 事務局が、申請番号 18 について説明 ———
申請番号18 太陽光発電設備（蜻浦）

事務局 西川

譲受人は、個人で、売電収入を目的とし、太陽光発電設備を設置するものです。
太陽光発電設備のため、給排水は発生しません。汚水・生活雑排水はなく、雨水は従来どおり自然浸透されます。

万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるとのことです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和元年12月31日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、太陽光発電設備のため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

続いて、申請番号18について、本山 委員 の報告をお願いします。

議長 荒木

申請番号18について、4番 本山 が報告します。

本山 委員

9月4日に、上田推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、県道大牟田植木線沿いの用木公民館から、南へ700mほど進んだところにある栗畑で、肥培管理してありました。

南側には農地があり、道路を挟んで西側にも農地がありますが、太陽光発電設備の設置のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしく申し上げます。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第3号 及び 議案第4号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第3号 及び 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第3号 及び 議案第4号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

今回、申請番号152 は、川原 推進委員が関与される案件です。議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。

「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。

借人・貸人の敬称は、略します。

——— 事務局が、申請番号 148～151・153～155 について説明 ———

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしく申し上げます

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第5号について説明がありました。

申請番号152を除く、議案第5号の申請番号について、

何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号152を除く、議案第5号 について、原案のとおり決定することに賛

成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
申請番号152を除く、議案第5号 については、原案のとおり決定しました。

次に、申請番号152 について、審議します。
川原 推進委員、退室をお願いします。

—— 川原 推進委員、退室 ——

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号 152 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号152 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。
申請番号152 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
申請番号152 については、原案のとおり決定しました。
川原 推進委員の入室を、お願いします。

—— 川原 推進委員、入室 ——

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

7ページをご覧ください。
報告第1号 「解約」が、1件です。

8ページをご覧ください
報告第2号「農地改良届」が、2件です。

追加の資料をご覧ください。
報告第3号「農地転用許可申請の取り下げ」が、1件です。
昨年度の3月に申請があり、農業委員会では許可相当として県に進達していた所ですが、県の許可が下りる前に、さらに良い土地が見つかったとして取下げをされたものです。
報告が遅くなり申し訳ありませんでした。

7 その他（連絡事項）
事務局から、事務連絡。

8 閉会
ご起立をお願いします。これもちまして、令和元年9月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署名委員 5番

署名委員 6番

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 10頁